

## 定 款

### 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、デジタル教科書教材協議会(以下、「本会」という。)と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都に置く。

(目的)

第 3 条 本会は、全ての小中学生がデジタル教科書・教材を持つという環境を実現するためにコンソーシアムを形成し、デジタル教科書・教材に関する課題整理、政策提言、ハード・ソフト開発、実証実験及び普及啓発を進めることを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) デジタル教科書・教材の要件の検討
- (2) ビジネスモデル、普及方策の検討
- (3) 実証実験の企画・実施
- (4) その他課題の整理・検討・提言

### 第 2 章 会員

(種別)

第 5 条 本会の会員は、幹事会員、一般会員及び特別会員によって構成される。

2. 特別会員は有識者で、年会費を要せず、会長が委嘱する。

(入会)

第 6 条 本会に賛同し、入会しようとする者は、本会所定の様式による申込をし、会長の承認を得るものとする。

(会費)

第 7 条 会員は、本会に年会費を納入にしなければならない。ただし、特別会員はこの限りではない。

2. 年会費は、幹事会員 100 万円、一般会員 24 万円とする。
3. 年会費の納入は年 1 回とし、事業年度毎に 4 月末日までに納入するものとする。
4. 事業年度の途中に本会に入会した会員は、入会后 1 カ月以内に年会費を納めるものとする。
5. 本会は、如何なる場合においても受領した年会費を返還する義務を負わないものとする。

(会員の権利及び義務)

第 8 条 会員は、総会においてそれぞれ一票の議決権を有し、その議決権を行使すること、各部会の活動に参加すること及び本会の活動成果に関する情報の提供を受けることができる。

2. 会員は、この定款並びに総会及び理事会の議決を遵守しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1)退会届の提出をしたとき。
- (2)本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3)継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4)除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が定める所定の様式の退会届を原則として退会の1カ月前までに届け出ることにより退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1)会費を支払わなかったときその他この定款に違反したとき。
- (2)本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

### 第3章 役員及び事務局

(種別及び定数)

第12条 本会には、次の役員を置く。

- (1)理事
  - (2)監事
2. 理事のうち1名を会長とし、副会長は若干名置くものとする。

(選任)

第13条 理事及び監事は総会において幹事会員及び特別会員の中から選任する。

2. 会長、副会長は理事の互選により選定する。

(職務)

第14条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在時において、その職務を代行する。
3. 会長、副会長及び理事は、理事会を構成し、この定款及び総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
4. 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1)本会の財産の状況を監査すること。
  - (2)前号の規定による監査の結果、本会の財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
  - (3)前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(任期)

第15条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任が選出されるまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 16 条 理事が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の審議を経て、会長がこれを解任することができる。この場合、その理事に対し、解任する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他理事としてふさわしくない行為があったとき。

(事務局)

第 17 条 本会の事務処理のため事務局を置く。

2. 事務局には、事務局長及び事務局員を置く。
3. 事務局長及び事務局員は、会長が任命する。

## 第 4 章 総会

(構成)

第 18 条 総会は、会員をもって構成する。

(開催)

第 19 条 総会は、定期総会を年一回開催するほか、会長が必要と認めたときに開催する。

2. 総会は、必要に応じて、書面又は電子メールにより開催することができる。

(定足数)

第 20 条 総会は、総会員の2分の1以上の出席をもって成立する。

2. 総会に出席できない会員は、総会の議長又は他の出席会員に代理人としてその権限を委任することができる。この場合、当該会員は、総会に出席したものとみなす。

(議長)

第 21 条 総会の議長は、会長が務める。

(議決)

第 22 条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 総会は、本会の設立及び解散を議決するほか、次の事項を議決する。
  - (1) 定款の変更
  - (2) 役員を選任
  - (3) その他本会の運営に関して重要な事項

## 第 5 章 理事会

(開催)

第 23 条 理事会は、会長が必要と認めたときに開催する。

2. 理事会は、必要に応じて、書面又は電子メールにより開催することができる。

(機能)

第 24 条 理事会は、本会の事業計画及び収支予算を承認しなければならない。

2. 理事会は、本会の事業報告及び決算を、毎事業年度終了後、監事の監査を受けて承認しなければならない。
3. 理事会は、本会の運営に関して重要な事項について総会に提案し、また会長が必要と認めた事項について議決する。

(議長)

第 25 条 理事会の議長は、会長が理事の中から指名する。

(議決)

第 26 条 理事会の議事は、理事総数の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 第 6 章 その他

(事業年度)

第 27 条 本会の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(細則)

第 28 条 この定款に定めるもののほか本会の運営上必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

## 附 則

1 この定款は平成 22 年 7 月 27 日から施行する。